

「預貯金通帳等の写し」提出の留意点

介護保険の負担限度額認定の審査では資産の確認が必要です。申請の添付書類として、「提出書類のチェックシート」と「預貯金通帳等の写し」をご提出ください。

確認に該当する資産と該当しない資産の種類と必要提出資料は下記のとおりです。

1. 確認が必要な資産と資料について（下表、○欄の内容のわかるものの写しが必要です。）

| 該当 ・非該当 | 種類 | 内容確認書類 下記※も参照ください |
|------------|-------------------------------|--|
| ○ | 銀行等への預貯金（普通・定期等） | 通帳→（銀行名・支店名・口座番号・名義のわかる部分と最終残高がわかる部分の写し） （及び、定期預金等のページ） |
| | 有価証券 （株式・国債・地方債・社債など） | 証券会社や銀行の口座残高→ （会社名・銀行名や名義のわかる部分と株数・評価額のわかる部分の写し） |
| | 時価評価額の把握が容易な貴金属 （金・銀など） | 購入先の銀行等の口座残高→（購入先名や口座名義のわかる部分と口座残高の写し） |
| | 投資信託 | 銀行・証券会社等の口座残高→（会社名・銀行名や名義のわかる部分と口座残高の写し） |
| | タンス預金（現金） | 自己申告→申請書の「収入等に関する申告欄」にご記入ください。 |
| | 負債（借入金・住宅ローンなど） | 金銭消費貸借契約書などの写し |
| × | 生命保険 | |
| | 自動車 | |
| | 時価評価額の把握が困難な貴金属 （腕時計・宝石など） | |
| | その他高価なもの （絵画・骨董品・家財など） | |

※

- ①複数の銀行等をご利用の場合は、そのすべての通帳等資料の写しをご提出ください。
- ②いずれの資料も配偶者（夫・妻）がいる場合は配偶者分のご提出も必要です。また、写しをとる際は銀行名や支店名・口座番号や口座名義がわかるページの写しの添付を忘れないようにお願いします。
- ③いずれの資料も最新の残高のものをご提出ください。預貯金の通帳に関しては、最新取引日から遡って2ヶ月分のページの写しが必要です。2ヶ月の途中で通帳が繰り越されている場合は繰り越し前の通帳の写しも必要です。
- ④最新取引日が申請日から1ヶ月以上前の場合は、最新残高のページに「これ以降取引なし」とご記入ください。
- ⑤総合口座をご利用の場合は、定期預金等（普通預金以外のすべての預金種目）の預け入れの有無にかかわらず、定期預金等のページの写しもご提出ください。定期預金等のページそのものが無い場合は、普通預金ページの写しの余白に「定期なし」とご記入ください。
- ⑥申請日から過去2ヶ月以内に一括で50万円以上の高額引き出しがある場合は、通帳の写し余白に理由をご記入ください。
- ⑥負債に関しては、預貯金等の合計が基準額を下回る場合は必ずしも記載していただく必要はありません。なお、個人名義であっても家業等の経営等に係るものについては負債とみなしません。

裏面もご覧ください

2. 通帳の写しについて

ご本人・配偶者（ご夫婦の方）がお持ちの口座すべての通帳の写しを添付してください。普通預金の他に定期預金等すべての種目を含みます。

写しを取る前に必ず最新の取引を記帳してください。

定期預金等について

・定期預金等（普通預金以外のすべての預金種目）の預け入れがない場合でも、定期預金等の白紙の1ページ目の写しを添付してください。

定期預金等のページそのものがない場合は添付不要ですが、普通預金のページ写しの余白に「定期なし」と追記してください。

<例>

●表紙を1枚開いたページ

(氏名・金融機関名・支店名がわかるもの)

| | |
|--------------|------|
| おなまえ | |
| ナカノ タロウ 様 | |
| 店番号 | 口座番号 |
| 〇〇銀行 中野支店 | |

●普通預金・定期預金

| 定期預金 | | | | | | | |
|------|----------|------|-----|---------|---|--------|------|
| 1 | 30.01.01 | 〇〇〇〇 | 0.6 | 100,000 | 円 | 100235 | |
| | 五年定期 | | | | | | 元利継続 |
| 1 | 30.01.01 | 〇〇〇〇 | 0.6 | 100,000 | 円 | 100235 | |
| | 五年定期 | | | | | | 元利継続 |

| 普通預金 | | | | |
|------------|----|--------|--------|--------|
| 年月日 | 概要 | お支払 | お預かり | 差引残高 |
| 2022.02.04 | △△ | 1,000 | | 9,000 |
| 2022.02.15 | 年金 | | 70,000 | 79,000 |
| 2022.02.28 | 〇〇 | 19,000 | | 60,000 |
| 2022.03.10 | 〇〇 | 2,000 | | 58,000 |

普通預金について

- ・最新の残高から2ヶ月分の取引内容がわかるようにコピーしてください。(最新の残高が記載されているページに、直近2ヶ月分の取引内容の記載がない場合は、その前のページも提出してください)
- ・提出前に記帳後、最新の取引日が、申請日より1ヶ月以上前になる場合は、余白に「これ以降取引なし」と追記してください。
- ・通帳に定期預金のページがない場合は、普通預金のページの写し余白に「定期なし」と追記してください。

直近2ヶ月分がわかるページ

| | | | | |
|------------|----|--------|--------|---------|
| 2022.03.11 | 〇〇 | | 1,000 | 59,000 |
| 2022.03.15 | □□ | 9,000 | | 50,000 |
| 2022.03.30 | 〇〇 | 1,000 | | 49,000 |
| 2022.04.01 | △△ | | 1,000 | 50,000 |
| 2022.04.11 | 〇〇 | 10,000 | | 40,000 |
| 2022.04.15 | 年金 | | 70,000 | 110,000 |
| 2022.05.06 | □□ | 5,000 | | 105,000 |

これ以降取引なし